

# クラウド型被災者支援システム 利用促進のための特別措置について

本システムの早期普及のため、以下のとおり利用料の低減措置を実施いたします

	(試行期間)	措置 1 (早期割引)		措置 2 (都道府県単位割引)	
		①	②	①	②
条件	試行運用期間	R4年度 利用開始	R5年度 利用開始	都道府県内の 1/2以上の団体が 利用	都道府県内の 3/4以上の団体が 利用
基礎額	無料	92,500円 (50%減)	138,750円 (25%減)	138,750円 (25%減)	92,500円 (50%減)
人口割額	無料	6円 (40%減)	8円 (20%減)	7円 (30%減)	6円 (40%減)
適用期間	R4年7月から 12月まで	参加年度からR7年度まで		都道府県単位で 初回の減免適用から3か年まで	

※ 複数の措置の条件を満たす場合は、割引率の高い措置が適用される

※ 措置 2 は、前年度に条件を満たしていることを J-LIS で確認できた場合に団体へ連絡し、翌年度から適用する

※ 措置 2 の適用期間は都道府県単位で3か年までとなるため、3年目に参加する団体は1年間のみの適用とする

※ 措置 2 の①②はそれぞれ3か年ではなく、通算3か年の適用となる

(例) R5年度に措置2の条件を満たした場合、R5年度は措置1②(早割)の軽減率が適用され、措置2の軽減措置は6年度から8年度まで適用される

※ マイナンバーカードの多目的利用に要する経費にかかる特別交付税措置(1/2)」を講ずることとしている。

利用料(団体基礎額 185,000円+団体人口比例額(人口×人口割額 円/人) 円)について、経費の1/3が特別交付税の措置対象(令和4年度までの導入で3年間の措置)

# 特別措置の適用例 1

A市からZ市までの26団体が存在する県で以下のとおりクラウド型被災者支援システムの利用を開始した。

R 4 A市からC市の3団体

R 5 D市からM市の10団体 (県内1/2以上を達成)

R 6 N市からR市の5団体

R 7 S市からT市の2団体 (県内3/4以上を達成)

この場合の各団体の適用措置は下表のとおり。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
A市 - C市 (R 4 利用開始)	措置 1 ① 開始月からの月割	措置 1 ①	措置 1 ①	措置 1 ①	措置 2 ②	通常価格
D市 - M市 (R 5 利用開始)		措置 1 ② 開始月からの月割	措置 2 ①	措置 2 ①	措置 2 ②	通常価格
N市 - R市 (R 6 利用開始)			措置 2 ① 開始月からの月割	措置 2 ①	措置 2 ②	通常価格
S市 - T市 (R 7 利用開始)				措置 2 ① 開始月からの月割	措置 2 ②	通常価格
備考			都道府県単位 割引 1 年目	都道府県単位 割引 2 年目	都道府県単位 割引 3 年目	

## 特別措置の適用例 2

A市からZ市までの26団体が存在する県で毎年4団体ずつクラウド型被災者支援システムの利用を開始した場合の適用措置は下表のとおり。

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
A市－D市 (R 4利用開始)	措置1① 月割	措置1①	措置1①	措置1①	措置2①	措置2②	措置2②	通常価格	通常価格
E市－H市 (R 5利用開始)		措置1② 月割	措置1②	措置1②	措置2①	措置2②	措置2②	通常価格	通常価格
I市－L市 (R 6利用開始)			通常価格 月割	通常価格	措置2①	措置2②	措置2②	通常価格	通常価格
M市－P市 (R 7利用開始)				通常価格 月割	措置2①	措置2②	措置2②	通常価格	通常価格
Q市－T市 (R 8利用開始)					措置2① 月割	措置2②	措置2②	通常価格	通常価格
U市－X市 (R 9利用開始)						措置2② 月割	措置2②	通常価格	通常価格
Y市－Z市 (R 10利用開始)							措置2② 月割	通常価格	通常価格
備考				½達成	都道府県 単位割引 1年目 (¾達成)	都道府県 単位割引 2年目	都道府県 単位割引 3年目		

## 既にコンビニ交付を導入している団体等における本システムの利用について

データ連携パターンについて、コンビニ交付の導入状況に関わらず選択できるように下表のとおり見直しました。

	パターンA	パターンB
住民情報の連携方法	連携APサーバによる自動連携	CSVによる手動連携
従前の対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニ交付を未導入の団体</li> <li>・BCL利用中の団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に自団体でコンビニ交付導入済みの団体</li> </ul>
	住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付に係るBCL証明書発行サービスの利用が必須	引き続き自団体の証明書発行サーバを利用する場合
見直し後の対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての団体</li> </ul> <p>BCL証明書発行サービスの利用は任意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての団体</li> </ul>